独 立 役 員 届 出 書

１．基本情報

会社名	東京特殊電線株式会社	コード	5807
提出日	2022/6/10	異動（予定）日	2022/6/28
独立役員届出書の提出理由	2022年6月28日開催の定時株主総会にて社外役員の選任議案が付議されるため		
☑ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	高橋　康宏	社外取締役	○										△					有
2	小竹　由紀	社外取締役	○													○	新任	有
3	岡部　宗也	社外取締役				△						△						
4	石井　裕久	社外取締役	○							△								有
5	宮嶋　孝	社外取締役	○													○		有

３．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	高橋康宏氏は、当社の取引先である富士電機株式会社の業務執行者でありました。また、同社とは製品の販売の取引があります。	高橋康宏氏は、富士電機株式会社の執行役員常務等を歴任されており、経営全般に関する豊富な知識、経験から、当社の経営全般に対し助言を行い経営監督機能の強化に貢献していただける方であると判断しております。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「４．補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
2		小竹由紀氏は、ライオン株式会社のCSR推進部長を歴任され、サステナビリティ全般に関する豊富な知識、経験を有しており、会社経営に直接関与した経験はありませんが、高い見識と専門的な視点から当社の経営全般に対し助言を行い経営監督機能の強化に貢献していただける方であると判断しております。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「４．補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
3		
4	石井裕久氏は、当社の株主であり主要な取引先である株式会社みずほ銀行の業務執行者でありました。なお、みずほ銀行との間には、当社グループを借入先とする融資等の取引があります。このほか、みずほ銀行は当社発行済株式の2.64%を保有しています。	石井裕久氏は、金融機関及び関係会社の代表取締役社長等を歴任されており、経営全般にわたる豊富な経験、専門知識及び幅広い見識を当社の監督・監査に反映していただけると判断しております。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「４．補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
5	宮嶋　孝氏は、当社の株主である株式会社りそな銀行の業務執行者でありました。なお、りそな銀行との間には、当社グループを借入先とする融資等の取引があります。このほか、りそな銀行は当社発行済株式の2.22%を保有しています。	宮嶋　孝氏は、金融機関及び関係会社の代表取締役社長等を歴任されており、経営全般にわたる豊富な経験、専門知識及び幅広い見識を当社の監督・監査に反映していただけると判断しております。 なお、同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「４．補足説明」に記載の当社が定める独立性基準に照らし独立性を有しており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

４．補足説明

当社は、金融商品取引所の独立性基準を満たし、かつ、次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当社社外取締役（候補者を含む）は、当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないものと判断します。

①当社及び当社の子会社（以下、併せて当社グループという）を主要な取引先（注1）とする者またはその業務執行者（注2）
②当社グループの主要な取引先（注3）またはその業務執行者
③当社グループの主要な借入先（注4）である金融機関の業務執行者
④当社グループから役員報酬以外に、多額（注5）の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家
⑤当社の主要株主（注6）またはその業務執行者
⑥上記①乃至⑤に過去３年以内に該当していた者
⑦上記①乃至⑤に該当する者の近親者（二親等以内の親族）

（注）
1. 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対する取引額が当該取引先の直近事業年度における連結年間総売上高の２％を超える取引先をいう。
2. 業務執行者とは、業務を執行する取締役、執行役、執行役員または重要な使用人をいう。
3. 当社グループの主要な取引先とは、当社グループの取引額が直近事業年度における連結年間総売上高の２％を超える取引先をいう。
4. 主要な借入先とは、当社グループの借入額が直近事業年度における連結総資産の２％を超える借入先をいう。
5. 多額とは、年間1,000万円以上に該当する場合をいう。
6. 主要株主とは、当社の総議決権の10%以上を保有する株主をいう。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。